

2020年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の交渉集約にあたって

本部は本日 15 時、2020 年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求についての交渉を集約し、会社に対し妥結を通告しました。

本部は 2 月 12 日、2020 J R 総連春闘勝利に向けて、基本給の一律 6,000 円引き上げ、定期昇給制度の是正、夏季手当の 3.5 ヶ月分支給などを柱とする要求を『申第 22 号』で会社に提出し、2 月 18 日の第 1 回団体交渉から、再申し入れを含め 7 回の団体交渉を行いました。本部は、「会社は、令和元年度第 3 四半期決算において過去最高益を計上した。それは、安全・安定輸送を遂行し、計画運休など不条理な会社施策にも協力した組合員をはじめ現場で働く社員が苦勞した結果である。その労働力に対して、要求通りに賃金を引き上げることや、夏季手当の支給、専任社員や出向会社も含めた労働条件の改善は至極当然のことである。また、新人事・賃金制度等の見直しは実質労働条件の悪化であり、その改善を強く求める。」と会社を追及し、満額回答を求めて職場の労働者の団結を背景に 2020 J R 総連春闘を闘ってきました。

会社は「6 年連続でベアを実施し、これ以上賃金を改善する必要性は見いだせない。人事・賃金制度等の改正で諸手当等の労働条件はより高い水準になる。新型コロナウイルスの影響について注視する必要がある、夏季手当は慎重な判断が必要」などと、組合と対立する姿勢に終始しました。

3 月 13 日の第 6 回団体交渉で、会社は「35 歳ポイントの基準内賃金を定期昇給額分とは別に 800 円 (0.25%) 引き上げる。夏季手当については支給月数を 2.95 ヶ月とする」と回答しました。本部は「要求とは大きな隔たりがあり、新型コロナウイルスの渦中に職場で苦勞している組合員はもとより社員の気持ちを踏みにじるもので認められない」として、同日、『申第 29 号』で再申し入れを行いました。

3 月 18 日、再申し入れに対する団体交渉を開催し、回答の撤回を強く迫りました。しかし会社は、「これで十分だ」などと態度を変えませんでした。本部は、会社の姿勢に抗議し、全ての項目で対立を確認し、持ち帰り検討としました。しかし、J R 東海ユニオンの即日先行低額妥結をはじめ、他の労組も妥結している状況から、これ以上の前進は困難と判断し、2020 年度賃金引き上げ、夏季手当交渉について妥結する判断をしました。

今後は配分交渉について、800 円を基本給に一律に配分させるため、本部は全力で闘います。今次交渉において職場から共に闘った組合員の皆さんはもとより、多くの支援激励を下さった現場で働く他労組組合員の方々に感謝し、交渉集約の見解とします。

2020年3月19日

J R 東海労働組合中央本部